

税務署は物納がお嫌い？

国税庁は税制を実際に執行する立場で、不公平はないか、実務の効率性をもっと向上できないかといった観点で、税制を自らチェックしています。場合によっては、不公平や効率性向上のため税制に財務省に「注文」をつけます。ここ数年、わが国の経済情勢が刻々と変貌するなかで、国税当局が目をつける税制の執行上の問題点も変化してきました。

相続税の物納の問題点を指摘

最近の当局が問題視している資産税関係の問題点は物納です。物納を問題視する背景には、相続税の現金納付に代えて相続した土地などが物納されるケースが多いということがあります。地価が下落基調にある時代では、あとで土地を売却して現金化し相続税を納付するより、物納の方が資金ショートせず、安全だからです。

また税務署長が納税者の物納申請に許可を出して収納するといった一連の物納の手続き関係の完了まで時間がかかる点もあるようです。このため国税当局では物納の事務を効率化しようと躍起になっています。

非協力的な納税者への対策

たとえば納税者が物納申請したものの、物納財産にある問題点の解決に非協力的な場合には、物納を取り下げたものと見なす法律上の規定を作るべきとする「注文」を出しています。具体的には法律上、物納申請財産の問題点が是正・改善されるまでの期限を新たに設け、その期限が守られなかった場合には物納を認めない規定を創設しようということです（平成 15 年度税制改正意見）。この「注文」は平成 16 年度、17 年度にも登場しています。

もともと物納は相続税を現金納付できない人を救うための特例です。ただ実際には、物納するにあたって申請財産に、後で管理処分するのに支障となる問題があり、税務署が納税者に問題点の是正（補完）を求めた場合、納税者が是正に手間取っているケースが多いこと、さらに物納申請財産の問題点解消に期限がないことが、事態を悪化させている実態があると当局では現状分析しています。このため納税者が非協力的な場合、物納取り下げの扱いにするという法律的なバックボーンを設けたいとしているのです。ただし、止むを得ない事情など一定の場合には、是正期限の再延長

を認める考え。もっともまだ実現にはいたっていません。

取得費加算の特例拡大で物納減らしも

しかし、国税当局が物納に問題ありとしているのは、この切り口だけではありません。最新の「注文」によれば、いわゆる「取得費加算の特例」を拡充することで納税者から行なわれる物納申請の件数自体を抑制したいと考えていることが分かりました。「取得費加算の特例」は相続財産を申告期限後 3 年以内に売却した場合には、譲渡所得の計算上、相続税額の一部を取得費に含めて計算するという特例のことです。

当局では、この特例を 相続財産を売却したときの譲渡所得の計算上、相続税を取得費に加算できる期間を延長すべき、取得費に加算できる金額を拡大すべきという「注文」を出したのです。

その理由の 1 つとして当局は、相続財産を物納した場合の譲渡所得税の課税と、相続財産を譲渡して取得費加算の特例を受けた場合の課税とが不均衡だからという点を指摘しています。

たとえば土地を物納した場合には、物納も国に対する資産の譲渡で仮に譲渡益が出る場合であっても、税制上の特例で「非課税」とされています。一方、取得費加算の特例の場合は、土地を譲渡すれば、取得費に算入される相続税額が大きくなるなど結果として譲渡所得税がかからなくなることはありますが、相続税を納めるためであっても制度上ははじめから非課税ではないのです。

当局サイドとしては、換金する手間がかかるし、地価が下落基調にある時代に、物納で相続土地の価格下落リスクを国に持ち込まれるのはご免こうむりたいと考えているのかも知れません。

キャッシュ優先というのは、納税者側の相続対策でも認識されていますが、立場をかえれば税金の徴収や予算の執行を行なう国側だってキャッシュの方がいいと考えているのです。

ただしこの「注文」の実現性は？匿名組合を使った節税商品に対する規制は当局の「注文」から 2 年程度で平成 17 年度税制改正で実現していますが...